

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 24 年 5 月 22 日（火）午後 2 時～午後 3 時
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 武蔵村山市環境基本計画（改訂版）（案）について 2 都宮村山団地再生中期計画事業（第4期－3地区）に係る実施協定について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	1 武蔵村山市環境基本計画（改訂版）（案）について 一部修正の上、提案のとおり決定する。 2 都宮村山団地再生中期計画事業（第4期－3地区）に係る実施協定について 提案のとおり決定する。 3 その他 特になし。
審 議 経 過 （○は構成員、●は説明員）	議題 1 武蔵村山市環境基本計画（改訂版）（案）について （生活環境部長説明） 武蔵村山市環境基本計画は、平成18年に策定し、5年を経過したところであるため、環境問題や社会情勢を踏まえ、計画の更なる推進を図るため、計画の見直しを行うこととなった。本年1月から武蔵村山市環境推進委員会を2回、武蔵村山市環境審議会を2回開催し、3月30日付で、武蔵村山市環境審議会から市長へ答申がなされ、これを受け、4月25日に開催した調整会議における意見を踏まえ、原案に必要な修正を加え、その内容について決定するため付議したものである。資料に基づく内容については、環境課長から説明する。 （環境課長説明） 配布した資料を御覧いただきたい。 武蔵村山市環境基本計画については、平成16年7月に武蔵村山市環境基本条例を施行し、これに基づき、環境保全等に関する施策の計画的な推進を図るため、策定したものである。本計画は、平成

18年度から平成27年度までの10年を計画期間と定めているが、策定から5年が経過したところで、環境問題や社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行うことにより、計画の更なる推進を図るものである。

第1章は、環境基本計画の基本的事項について定めており、6つの項目で構成されている。2頁の計画策定の背景と目的では、本市を取り巻く現状や環境保全に関する基本的理念を基に、計画を策定した経緯を示している。3頁の計画の位置付けでは、武蔵村山市第四次長期総合計画を上位計画としており、本計画は環境分野を担う計画として位置付けている。4頁の対象とする範囲であるが、自然環境、都市環境、生活環境、環境負荷、地球環境としており、これらの環境問題への取組を示した市民や事業者の参加と協働についても範囲に含んでいる。

次に第2章では、環境の現状と今後の課題について定めており、内容は7項目で構成され、分野ごとに本市の環境の現状と今後の課題について、環境施策の取組実績と評価を記載している。なお、これらの統計数値については、平成22年度のものを使用している。

18頁の地球温暖化対策については、市の新たな取組として、平成21年度から太陽光発電システム等の自然エネルギー活用機器設置の推進や、つる性植物を使用したみどりのカーテン配布事業、また、学校教育の中で、児童・生徒が地球温暖化防止に向けての啓発活動として地球環境保全ポスターや標語の掲示等の環境学習の取組について、追加掲載した。次に、21頁から掲載されている過去の環境施策の実績についてであるが、平成18年度から平成22年度まで実施した主な事業の取組とその評価について記している。

次に第3章についてであるが、望ましい環境の創出に向けて掲載しており、3つの項目で構成されている。38頁では、市が目指す望ましい環境像として、「狭山丘陵にいだかれた自然と共生し、誰もが安心して暮らせるまち むさしむらやま」とした。39頁では、望ましい環境像を実現するために、6つの基本目標と、市の地域特性を考慮して方向性を示した13の環境目標を掲げ、方向性を示している。42頁の計画の体系では、6つの基本目標と13の環境目標、環境施策の方向を体系化し、示している。

次に第4章では、環境施策の展開について掲載している。52頁では、環境施策の方向と市・市民・事業者の取組の中で、市の取組として「公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理に努めます。」を追加記載した。また、56頁及び64頁の環境指標では、目標を既に達成しているため、目標を時点修正して記載した。65頁の自然エネルギーの活用については、市の取組として、

「エコ住宅への改修時に、自然エネルギー利用機器設置の推進をします。」を追加記載した。66頁及び71頁の環境指標では、目標を既に達成しているため、目標を時点修正して記載した。72頁の学校・職場での環境教育では、市の取組として、「市内全小・中学校の校庭芝生化を推進します。」を追加記載した。

第5章では、重点的取組の推進について記載しており、5項目で構成されている。80頁の地球温暖化防止対策として、これまでの対策の中の市の取組に、低公害車導入の推進及びごみの分別徹底及び減量化を追加記載し、今後の対策の中の市の取組に、低公害車導入の推進、小・中学校校庭芝生化の推進及び自然エネルギー活用の啓発及び推進を追加し、市全体の取組に、環境行動指針を通じた市民・事業者への環境問題の意識啓発の推進、太陽光発電システム等の自然エネルギー活用機器設置の推進、ごみの分別徹底及び減量化及びこれまでの対策の継続等を追加記載した。

次に第6章では、地域別の環境づくりについて、4つの地域の課題等を記載している。

最後に第7章では、計画の進行管理について、仕組みや点検評価の指標を記載している。

次に別紙を御覧いただきたい。4月25日に開催した調整会議においていただいた御意見について、対応を記したものである。

説明については、以上である。

(質疑)

- 17頁のごみの排出・リサイクルについて、ダストボックス方式をステーション方式に変更とあるが、言葉の使い方が違うのではないか。
- 今回の改訂では変更をしていない箇所であるため、次回、計画を全体的に見直すときに文言を改める必要があるか検討する。
- 17頁の「原単位」という言葉が分かりにくいですが、どのような意味か。
- 他市でも多く用いている言葉であり、基礎的指標として用いられ、「1人1日当たり」というような意味になる。
- 18頁の「NO_x」について、「NO」と「x」で行が分かれていて見にくいので、修正した方がよい。
- 修正する。
- 35頁の環境指標の中で、現状が目標を上回っているのに評価が「C」というのはおかしいのではないか。
- おそらく記載間違いだと思うので、確認する。
- 第4章以降は今後の展開についてであるが、市の具体的な取組

を記載した方が良いのではないか。

53頁の緑の育成では、緑のカーテン配布事業やグリーンヘルパー制度の創設等が考えられる。55頁の農業の活性化では、地場農産物のPRや地元農業の促進、FOODグランプリ等が挙げられる。56頁のまちの美化では、武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例を制定したことや、クリーン作戦をリニューアルして市民の参加を促すというようなことを記載できる。57頁の環境に配慮した道路の整備では、防犯灯のLED化を記載できる。60頁の大気汚染・悪臭防止対策では、電気自動車購入の推進が考えられる。63頁の有害化学物質発生防止対策では、東日本大震災を受けて、放射線量の測定調査を定期的に行うことを記載できる。

- 個々の目標については、担当課と調整の上、掲載可能であると考え。ただ、放射線量の測定調査に関しては、環境審議会及び環境推進委員会において、環境問題なのかどうかを審議し、本改訂においては、掲載しないとの結論を得ている。
- 防犯灯のLED化と緑のカーテン配布事業については、64頁の省資源・省エネルギーの推進に追加掲載するのが適切であると考え。
- 56頁の上段に、武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例の記載があるので、同頁に改めて市の取組として条例の制定を記載する必要はないと考える。
- 見出しの「第〇章」の文字がととても大きく、その下の表題や内容等が目立たない。大事なものは表題や内容なので、修正した方が良い。
- 修正する。

(結 論)

一部修正の上、提案のとおり決定する。

議題2 都営村山団地再生中期計画事業(第4期-3地区)に係る実施協定について

(都市整備部長説明)

都営村山団地再生中期計画事業については、第4期-2地区の入居が始まっており、今年度から第4期-3地区に着手するところである。建替ごとに実施協定を締結することとなっているので、5月17日に事務協議を行い、その内容について決定するため、付議したものである。資料に基づく内容については、都市計画課長から説明する。

(都市計画課長)

配布した資料を御覧いただきたい。第4期-3地区については、オカネ塚公園の東側である。

東京都と協議を重ねた結果、実施協定書(案)のとおり締結したいと考えている。

第2条から第5条までは、市の要望事項であり、周辺環境や住民への配慮、工事の際の安全対策等について記載されている。また、第11条については、市の要望で屋根付きのごみ集積場所が作られる予定である。第13条は、市の要望で防火貯水槽の設置について記載されている。第17条については、掲示版の撤去設置を記載している。

説明については、以上である。

(質疑)

- 第11条について、粗大ごみ集積場所も整備するのか。
- そのとおり。粗大ごみのシールを貼ってから出す等、東京都が住民へ指導すると聞いている。
- 第17条について、一度更地にするとき、市の掲示版を撤去することになると思われるが、撤去した古いものを使用して新たに設置するのか。
- 更地化するときに掲示版を撤去した場合、撤去した数と同数の掲示版を新しく都が設置する。
- 資料の中に平成23年度～平成26年度とあるが、これから協定を締結するのに平成23年度からで良いのか。
- 協定の締結は平成24年度からであるが、東京都では工事の契約を平成23年度に行っているので、このように表記している。工事着手は協定を締結してからということになる。
- 粗大ごみの集積場所については、市側からは要望していないのではないか。
- 市としては、移転に伴う粗大ごみ集積場所の設置について要望している。粗大ごみの集積場所については、第4期-2地区の実施協定でも同じ表現となっている。

(結論)

提案のとおり決定する。

議題3 その他

特になし。

会議録の開示	<input checked="" type="checkbox"/> 開示
・非開示の別	<input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:)

	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
--	---------------------------------------

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）